

## 審議事項：下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正について

「振興基準」は、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準を定めているものであり、本年6月に公布された下請中小企業振興法の改正により、新たに「下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項」等を追加いたしました。

また、同法改正においては、親事業者の海外展開や国内での集約等が進む中で、下請中小企業が厳しい状況に直面していることに鑑み、新たに下請中小企業が連携して自立的に取引先を開拓する計画「特定下請連携事業計画」を国が認定し、支援する制度を創設しており、この「特定下請連携事業計画」の認定基準について、「振興基準」で定めることとしております。

こうした改正等を踏まえ、別紙（振興基準（案））のとおり「振興基準」の改正をさせていただきたいと存じます。

つきましては、下請中小企業振興法第13条第2項の規定に基づき、下請中小企業振興法に基づく振興基準（案）について、御審議を賜りたいと存じます。

本審議事項について、該当する欄に○を付していただき、本用紙をFAX（又はメール）にて御返送下さいますよう、お願い申し上げます。

どちらかに○を御記入下さい。

了承する	
了承しない	

中小企業政策審議会委員

氏名（御署名）

## 【提出先・問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部取引課長 桜町  
担当 猪鼻、岡本

TEL：03-3501-1669

FAX：03-3501-6899

Mail：[inohana-toshio@meti.go.jp](mailto:inohana-toshio@meti.go.jp)

[okamoto-junko@meti.go.jp](mailto:okamoto-junko@meti.go.jp)